

《施設基準》

当院は厚生労働大臣の定める施設基準について四国厚生支局高知事務所へ以下の届出を行っている保険医療機関です。

1. 基本診療料の施設基準

(1) 入院基本料、特定入院料

◆特殊疾患病棟入院料1 2階（2病棟）46床

当該病棟では、1日に10人以上の看護職員（看護師・准看護師）と4人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間毎の看護要員の配置は次のとおりです。

- ・8時30分～16時30分（日勤帯）看護職員1人当たりの受け持ち数は 8人以内です。
- ・16時30分～0時30分（準夜帯）看護職員1人当たりの受け持ち数は 23人以内です。
- ・0時30分～8時30分（深夜帯）看護職員1人当たりの受け持ち数は 23人以内です。

◆特殊疾患病棟入院料1 3階（3病棟）56床

当該病棟では、1日に12人以上の看護職員（看護師・准看護師）と5人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間毎の看護要員の配置は次のとおりです。

- ・8時30分～16時30分（日勤帯）看護職員1人当たりの受け持ち数は 7人以内です。
- ・16時30分～0時30分（準夜帯）看護職員1人当たりの受け持ち数は 28人以内です。
- ・0時30分～8時30分（深夜帯）看護職員1人当たりの受け持ち数は 28人以内です。

◆精神病棟入院基本料（15対1）4階（5病棟）60床

当該病棟では、1日に12人以上の看護職員（看護師・准看護師）と4人以上の看護補助者（看護職員を充てる場合があります。）が勤務しています。なお、時間毎の看護職員の配置は次のとおりです。

- ・8時30分～16時30分（日勤帯）看護職員1人当たりの受け持ち数は 8人以内です。
- ・16時30分～0時30分（準夜帯）看護職員1人当たりの受け持ち数は 30人以内です。
- ・0時30分～8時30分（深夜帯）看護職員1人当たりの受け持ち数は 30人以内です。

また、各病棟とも7時～11時及び17時～21時までの時間帯は、身支度や食事等の身の回りのお世話をさせていただく看護要員が1名以上ずつ勤務しています。

(2) 情報通信機器を用いた診療に係る基準

(3) 医療安全対策加算2

医療安全対策地域連携加算2

(4) 感染対策向上加算3

連携強化加算

サーベイランス強化加算

(5) 医療DX推進体制整備加算

(6) 患者サポート体制充実加算

(7) 診療録管理体制加算3

(8) 重度認知症加算（5病棟）

(9) 療養環境加算（5病棟）

(10) 看護補助加算2（5病棟）

(11) 看護配置加算（5病棟）

(12) 精神科地域移行実施加算（5病棟）

(13) 精神科身体合併症管理加算（5病棟）

(14) 栄養サポートチーム加算

(15) データ提出加算1及び3

(16) 認知症ケア加算2（2，3病棟）

2. 特掲診療料

(1) ニコチン依存症管理料

(2) がん治療連携指導料

(3) こころの連携指導料（Ⅱ）

(4) 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料

(5) 医療機器安全管理料1

(6) 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

(7) 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算

(8) 遺伝学的検査の注1に規定する施設基準

(9) 検体検査管理加算（Ⅰ）

(10) 検体検査管理加算（Ⅱ）

(11) 神経学的検査

(12) 画像診断管理加算1

(13) 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）

(14) 運動器リハビリテーション料（Ⅲ）

(15) 精神科作業療法

(16) 精神科ショート・ケア（大規模なもの）

(17) 精神科デイ・ケア（大規模なもの）

(18) 抗精神病特定薬剤治療指導管理料
（治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。）

(19) 医療保護入院等診療料

(20) 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
（胃瘻造設術）

(21) 胃瘻造設時嚥下機能評価加算

(22) 薬剤管理指導料

(23) CT撮影及びMR I撮影

(24) 外来・在宅ベースアップ評価料（1）

(25) 入院ベースアップ評価料（21）

3. 入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）

「入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。」

4. 特別の療養環境の提供

種別	病室番号	室料（1日／円）
特室 （1人室）	203号、205号（2病棟） 301号、302号（3病棟） 503号、505号（5病棟）	3,850
個室	201号、202号（2病棟） 208号、210号（2病棟） 308号、310号（3病棟）	3,300

2025年5月1日
南国病院

文書料・その他料金について

2024年12月1日

文 書 名 等		料 金 (円) (消費税込)
一般診断書（会社欠勤・学校欠席等）		2,750
調理師・理容師等各種資格取得用診断書		3,850
毒物劇物取扱免許用診断書		3,850
銃砲刀剣所持許可用診断書		3,850
裁判用診断書		6,600
警察用診断書		6,600
交通事故関係診断書等	自賠法用診断書	6,600
	後遺症用診断書	6,600
	診療報酬明細書	3,850
生命保険用診断書		6,600
生命保険協力手数料（口頭説明等）		6,600
成年後見用		6,600
厚生年金用診断書		6,600
障害年金用診断書		6,600
自立支援医療（精神通院医療）診断書		2,750
精神障害者保健福祉手帳申請用診断書		6,600
身体障害者年金用診断書		6,600
身体障害者手帳用診断書		6,600
特定疾患用診断書	（新規）	6,600
	（更新）	2,750
特別障害者手当認定診断書（肢体不自由用）		6,600
死亡診断書		6,600
	追加 1 枚につき	1,650
一般証明書		1,650
老人ホーム等入所用診断書（検査等が必要な場合は別途費用がかかります。）		2,750
おむつ使用証明書		550
領収書再発行（年間証明書）		1,650
	個別発行 1 通につき	550
カルテ開示手数料		6,600
	コピー代 1 枚につき	10
	画像データコピー/CD-R 1 枚につき	1,320
そ の 他 料 金		
診察券再発行手数料		110
死後処置料		11,000

明細書発行体制等加算

領収書発行の際に、個別の診療報酬算定がわかる明細書を無料で発行しています。
発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお伝え下さい。

医療情報取得加算

オンライン資格確認を行う体制を有しています。
マイナンバーカードの健康保険証利用を通じて患者さまの医療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めてまいりますので、マイナンバーカードの健康保険証を積極的にご利用ください。

医療DX推進体制整備加算

当院は医療DXを通じて質の高い医療を提供できる体制整備に取り組んでいます。

- ・医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報等を診察室等で閲覧または活用できる体制
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用について、利用しやすい体制
- ・電子処方箋を発行する体制

以下については経過措置期間のため、経過措置終了までに体制を整備します。

- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制

一般名処方管理加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

生活習慣病管理料（Ⅱ）

高血圧、脂質異常症、糖尿病に関して、療養指導に同意した患者様が対象です。
患者さまの状態に応じ、28日以上処方やりフィル処方箋の発行に対応しています。

情報通信機器を用いた診療

情報通信機器を用いた初診の場合には向精神薬を処方しません。

ニコチン依存症管理料に係る院内掲示

当院はニコチン依存症管理料の届出を行っており、禁煙の為の治療的サポートをする禁煙外来を行っております。敷地内は全面禁煙になっております。

患者サポート体制充実加算

当院では、患者さんが納得して医療を受けることができるように、いろいろなご意見をお聞きする「患者相談窓口」を設置しております。

医療安全に関する件等、どのような内容でも結構ですので、お気軽にご相談下さい。

相談者やのご家族の情報、秘密等を他に洩らしたり、患者さんとそのご家族の方が不利益を受けないように十分に配慮いたします。

窓口担当	社会福祉士
医療安全担当	看護師
相談場所	地域連携・医療相談室
対応時間	平日（月～金） 8:30～12:30 13:30～17:00 土曜日 8:30～12:30 日・祝日 休み

長期収載品の選定療養費について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別のレ腰筋をお支払いいただきます。

この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の 4 分の 1 相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

以上